

建設業許可証明願（新潟県・富山県・石川県に主たる営業所を置く国土交通大臣許可業者分）の申請要領について（令和2年4月1日更新）

新潟県、富山県、石川県に主たる営業所を置く国土交通大臣許可業者の建設業許可証明は、当局への申請により、自社（個人の場合は本人）についてのみ、現在、許可の更新を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていない場合に限り行います。請求は原則として一の更新申請につき1回、発行部数は1部限りです。なお、「建設業者・宅建業者等企業検索システム」<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>による確認ができない事項がある場合や、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

申請は下記の要領により行ってください。

建設業許可証明は即日発行できませんので、ご了承下さい。

【担当】国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課
電話 025-370-6571

記

【申請要領】

以下の書類を作成し、返信用の封筒（切手貼付、返信先を宛名書きしたもの）を同封し、提出先に持参又は郵送してください。当局が提出していただいた書類等により必要な確認を行った後に、証明した書類を返信先に郵送いたします。

1. 建設業許可証明願【様式1】 ※A4判、必ず提出が必要です。

- ・提出部数；当局控え（押印済みの様式1）を1部、証明用（押印済みの様式1のモノクロコピー）を1部
- ・建設業許可証明を必要とする理由を明記して下さい。
- ・建設業の種類欄には、許可を受けている業種に○印を付して下さい。
- ・建設業許可証明願の内容と、当局が保有する建設業許可申請または届出書の内容と照合し、内容に相違がある場合は、確認のため、別途、変更届出書の写し等の提出を求める場合があります。

2. 営業所一覧表【様式2】 ※A4判、営業所の証明が必要な場合のみ、建設業許

可証明願（様式1）とあわせて提出してください。

- ・提出部数：当局控えを1部、証明用を1部
- ・証明が必要な営業所及び証明が必要な営業所で許可を受けているすべての業種を記入してください。
- ・当局控え及び証明用ともに建設業許可証明願（様式1）をホチキス止めし、様式1裏面と様式2表面にまたがるように割印してください。

3. 委任状 ※行政書士等が代理申請する場合は必要ですが、申請企業の社員等が業務と

して申請する場合は不要です。様式は任意です。

- ・提出部数：当局控えを1部

■提出先

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課 宛
（「建設業許可証明願同封」と封筒余白に朱書して下さい）

(様式1)

令和 年 月 日

国土交通省北陸地方整備局
建政部 計画・建設産業課長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

建設業許可証明願

現在、許可の更新を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていないため、下記のとおり当社が許可を有していることを証明願います。

許可番号 国土交通大臣許可()第 号

許可年月日 令和 年 月 日

許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

建設業の種類

(一般) 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し 板 ガ 塗
防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
(特定) 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し 板 ガ 塗
防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

上記のとおり許可されていることを証明する。

令和 年 月 日

国土交通省北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課長

(様式2)

営業所一覧表

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営業所 主たる	本社	〒 ()		
営業所 従たる	〇〇 支店等	〒 ()		